（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第二条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　エチルベンゼン等　第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物並びに別表第一第三号の三及び第三十七号に掲げる物をいう。

第二条第一項第四号中「令」を「第二類物質のうち、令」に改め、同項第五号中「特定第二類物質」の下に「、エチルベンゼン等」を加える。

第二条の二中第二号を第四号とし、同条第一号中「及び」を「又は」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）以外のエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

二　令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十二において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務

第五条第一項中「令別表第三第二号17」を「令別表第三第二号5、15、17」に、「別表第一第十七号」を「別表第一第五号、第十五号、第十七号」に改める。

第六条の二第一項第一号ロ中「燻蒸作業」を「燻蒸（くん）作業」に改める。

第十二条の二中「、特定化学物質」の下に「（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十五条第二項及び第三項、第四十二条第一項、第四十三条並びに第四十四条において同じ。）」を加え、「栓」を「栓（せん）」に改める。

第二十四条第一号中「第二類物質」の下に「（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。第三十七条から第三十八条の二までにおいて同じ。）」を加える。

第二十五条に次の一項を加える。

5　事業者は、エチルベンゼン等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一　関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所に立ち入ることを防ぐ設備

二　令別表第三第二号3の3に掲げる物又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備

第二十七条第一項中「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」の下に「（エチルベンゼン塗装業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）」を加え、同条第二項中「第二条の二各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条の二各号に掲げる業務

二　第三十八条の八において準用する有機則第二条第一項及び第三条第一項の場合におけるこれらの項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。）

第二十八条に次の一号を加える。

四　タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

第二十九条中「特定化学物質」の下に「（エチルベンゼン等を除く。）」を加える。

第三十六条第一項中「係るもの」の下に「及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うもの」を加え、同条第三項中「同表第二号4から」を「同表第二号3の2から」に、「14、15」を「13の2から15まで」に改め、同条第四項中「第二条の二各号」を「次」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第二条の二各号に掲げる業務

二　第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務（別表第一第三十七号に掲げる物に係るものに限る。）

第三十六条の二第一項中「1から」を「1から3まで、3の3から」に改め、同条第三項中「4から」を「3の3から」に、「14、15」を「13の2から15まで」に改める。

第三十六条の四の次に次の一条を加える。

（エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る測定等）

第三十六条の五　令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物（令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。第四十一条の二において「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。

第三十八条の三中「4から」を「3の2から」に、「14、15」を「13の2から15まで」に、「第四号から」を「第三号の二から」に、「第十四号、第十五号」を「第十三号の二から第十五号まで」に改める。

第三十八条の七を次のように改める。

（インジウム化合物等に係る措置）

第三十八条の七　事業者は、令別表第三第二号3の2に掲げる物又は別表第一第三号の二に掲げる物（第三号において「インジウム化合物等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一　当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一回以上掃除すること。

二　厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第三十六条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定の結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

三　当該作業に使用した器具、工具、呼吸用保護具等について、付着したインジウム化合物等を除去した後でなければ作業場外に持ち出さないこと。ただし、インジウム化合物等の粉じんが発散しないように当該器具、工具、呼吸用保護具等を容器等に梱包したときは、この限りでない。

2　労働者は、事業者から前項第二号の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。